

2022/23 年度第 3 回理事会

議事録

【日 時】 2023 年 9 月 11 日（月）17 時～19 時

【場 所】 Zoom によるオンライン会議

=====

Zoom ミーティングに参加する
<https://us06web.zoom.us/j/83018825805?pwd=UTF0OVVobHNzTIR0dE5yZlZVdjNMZz09>
ミーティング ID: 830 1882 5805
パスコード: 397864

=====

【参加者】 会長：山野博哉

理事：波利井佐紀（学会誌）、栗原晴子（広報・社会連携）、中野義勝（サンゴ礁保
全・調査安全）、木村匡（庶務・会計）

幹事：野中正法、宮本育昌

事務局長：久保田賢

【議事録】

報告事項

(1) 業務報告

1. 学会誌（学会誌担当理事：波利井 佐紀）

- 学会誌 2 誌の発行が順調になされていることが報告された。
- 第 5 回 APCRS ブースで英文誌（Galaxea, Journal of Coral Reef Studies）の宣伝を行った。
- 次年度も予定通り刊行予定で、予算 1,200,000 円を計上予定。
- 英文誌に大森保先生特集セクションを刊行予定。
- 英文誌論文賞選考結果について報告され、推薦された 1 編の受賞が承認された。第 26 回大会で受賞者の発表を行うため、大会実行委員会と調整する。受賞者への連絡は山野会長から行う。なお、和文誌は条件に満たなかったため次年度審査を行う。
- 和文誌の印刷体を廃止するかどうかについては、学会戦略委員会で検討することになっている。編集委員会としては印刷体を廃止するとコスト削減（印刷代、配送代）になるが、無料で広告を掲載している賛助会員への配慮が必要。その場合、無料広告を NL に移行する案も要検討。

2. 広報・社会連携（広報・社会連携担当理事：栗原 晴子）

(1) 広報委員会

- ニュースレター発行
- ホームページの更新とセキュリティ対策
- 問い合わせ・講演対応を行った。
- 第5回 APCRS でブース出展を行った。

(2) 教育普及啓発委員会

- 講習会・勉強会開催。「図説日本のサンゴ礁」を編集中。
- 保全・教育普及奨励賞を選考中。次回理事会で審議したい。

3. 学会戦略・国際連携

- 担当理事欠席のため活動報告無し。

4. サンゴ礁保全・調査安全（サンゴ礁保全・調査安全担当理事：中野 義勝）

(1) サンゴ礁保全学術委員会

- 保全・教育普及奨励賞の選考体制（選考委員）を検討中。
- 次回の大会で自由集会を開催する。
- 次年度予算に、旅費（保全現場等への出張）および講演会等講師招聘旅費（計 100,000 円）を計上予定。
- 移植ガイドラインの改定作業は中断中。

(2) サンゴ礁調査安全委員会

- ウェブサイトに事例や参考文献を掲載。広く情報共有する仕組みを検討する。
- ウェブでの委員会に安田会員も参加し、調査安全についての包括的な議論を行う予定。
- 次回の大会で自由集会を開催する。

5. 庶務・会計（庶務・会計担当理事：木村 匡）

- 第26回大会の準備状況が報告された。
- 2023/24-2024/25 年度日本サンゴ礁学会会長候補者・代議員選挙の結果が報告され、会長候補者及び代議員リストが提示された。
- 代議員会による理事候補及び会長候補者の推薦について、メーリングリスト上で行われた議論が紹介され、代議員による投票結果から、会長候補者及び理事候補者のリストが提示された。

- 代議員からの会長及び理事推薦に関しては、円滑に推薦できるようなプロセスを検討し、「代議員総会申し合わせ」を充実させる必要がある。
- (2) その他
- 無し

審議事項

- (1) 2023/24 年度事業計画について 次回に審議持ち越し
- (2) 2023/24 年度予算について 次回に審議持ち越し
- (3) 次期体制について
- 次期会長として代議員から推薦された中野氏が選出された。これにともない、定款改訂のための臨時総会を招集することとした。
 - 中野次期会長候補のもと、担当理事候補、監事、事務局、選挙管理委員会等に関して次期の体制が議論された。
- (4) その他
- 今後の予定
 - 2023/2024 第 1 回理事会は、11/23 の代議員総会の 2 週間前（11/9 前後）に開催する。
 - その際には来年度計画を確定しておく必要があるので、その前に理事会を開催する。
 - 新体制は代議員総会で移行するので、それまでは現行の体制が主体。
 - 中野会長の選任に伴い、臨時総会を招集して代表理事・会長の選任に関する会則の変更が必要。資料の準備等を考慮して日程調整をする必要あり（会長に請求のあった日より 30 日以内に召集する）。

参考：一般社団法人日本サンゴ礁学会会則（抜粋）

第 5 章 代議員総会

(招集) 第 19 条 総会は、別に定めるところにより、代議員が裁判所の許可を得て招集する場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2. 総会を招集する時は、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 2 週間前迄に通知を発しなければならない。(招集)

3. 臨時総会は次の事項が発生した場合には、発生の日より 30 日以内に会長によって招集されなければならない。

- (1) 総会が必要であると議決した時。
- (2) 監事が必要であると認め会長に請求があった時。
- (3) 総代議員の議決権の10分の1以上から会議に付議すべき事項を示して会長に請求があった時。